

ID: 367

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	名寄市道の駅条例 第15条第2項において読み替える場合の第12条ただし書		
例規番号	平成19年条例第15号		
<b>【根拠条文】</b> (利用料金の不還付) 第12条 指定管理者は、既に納入された利用料金を還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用できないときは、利用料金を還付することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日